

# 介護保険制度の運営について

平成24年7月5日  
厚生労働省老健局

# 介護給付適正化事業

## 1 事業の目的

利用者に対する適切なサービスの確保や、不適切な給付費の削減を図ることにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的とする。

## 2 主要5事業

各都道府県において「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度より適正化事業の推進を図るため、国、都道府県、保険者(実施主体)が連携して下記の主要5事業を行っている。

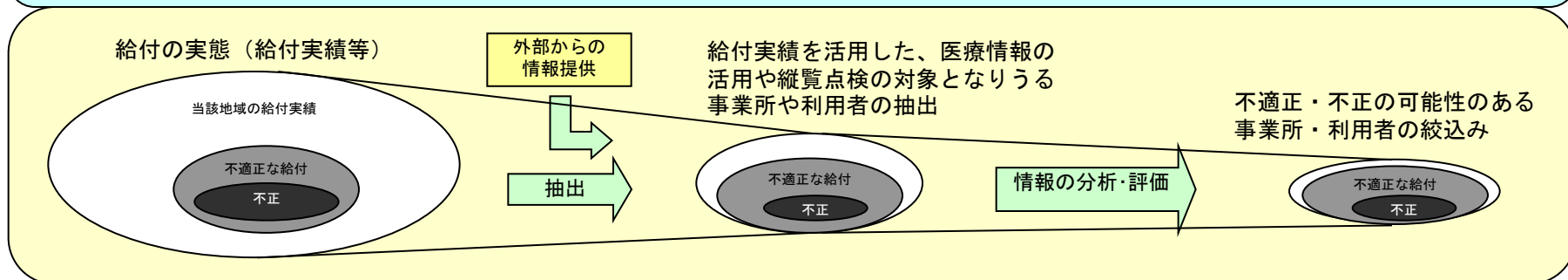
- ① 認定調査状況チェック… 居宅介護支援事業者やケアマネジャー等に委託して行った要介護認定の更新・変更に係る認定調査について、保険者が書面等の審査により調査内容の点検を行う。
- ② ケアプラン点検… ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、事業所への訪問調査等により保険者が点検及び指導を行う。
- ③ 住宅改修等の点検…
  - i) 住宅改修費申請時に、保険者が請求者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行う。
  - ii) 保険者が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。また、適正化システムを活用し、福祉用具貸与費の平均値との差額に大きな開きがないか等点検を行う。
- ④ 医療情報との突合等…
  - i) 保険者が入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行う。
  - ii) 保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。
- ⑤ 介護給付費通知… 利用者本人(又は家族)に対して、保険者がサービスの請求状況及び費用等について通知する。

## 3 主要5事業のうち、優先的に実施することを検討する事業

④ 医療情報との突合等(i 医療情報との突合、ii 縦覧点検)について、費用的な効果が最も見込まれることから、第2期介護給付適正化計画策定(平成23年度～)にあたり、優先的に実施することを検討するとしている。

# 国保連合会介護給付適正化システム

- ・国保連合会介護給付適正化システムは、介護保険審査支払等システムから介護給付実績等のデータを受けて、医療情報の突合や縦覧点検の対象となりうる事業所や利用者を出し、保険者へ提供。
- ・保険者は、当該データを活用し、不適正・不正の可能性のある事業所や利用者へ照会等を行い、不適正・不正を発見した場合は過誤調整を行う。



## ○医療情報との突合

国保連合会が有している医療給付の情報と介護給付の情報を突合することにより、入院日数と介護給付、福祉用具の貸与状況などの整合性を確認することが可能  
(例) 医療機関へ入院中の患者に対し介護給付である訪問看護費の算定はできないが、介護事業所が訪問看護費を請求している。

## ○縦覧点検

被保険者ごとに複数月の給付情報を確認することにより、算定回数等の確認が可能。サービス及び事業所間の整合性の確認が可能  
(例) 介護療養型医療施設において認知症短期集中リハビリテーションは、当該介護療養型医療施設に入院した日から3ヶ月以内に算定可能であるが、3ヶ月以上経過してから認知症短期集中リハビリ加算を請求している。

## ○ 国民健康保険中央会施行経費等

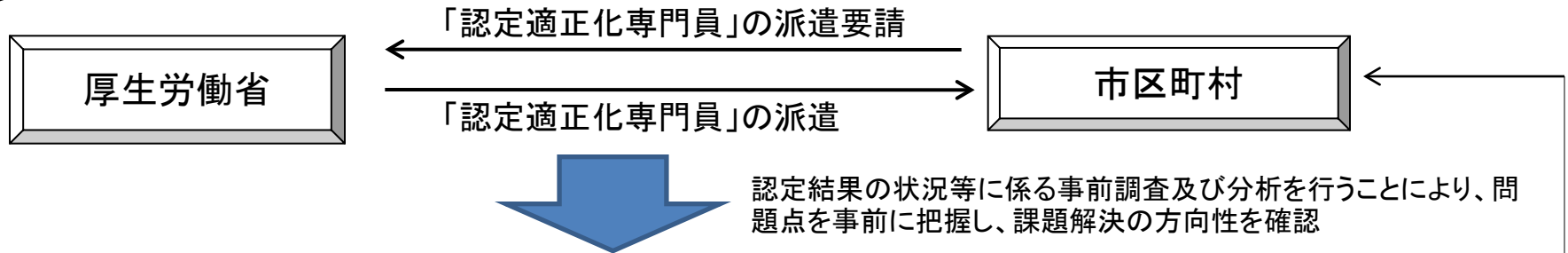
介護給付適正化システムは、国民健康保険中央会における機能改修を行い国保連合会に配付しているが、その改修に必要な経費について、国民健康保険中央会施行経費等補助金として国民健康保険中央会に交付している。

## ○ 介護給付等費用適正化事業

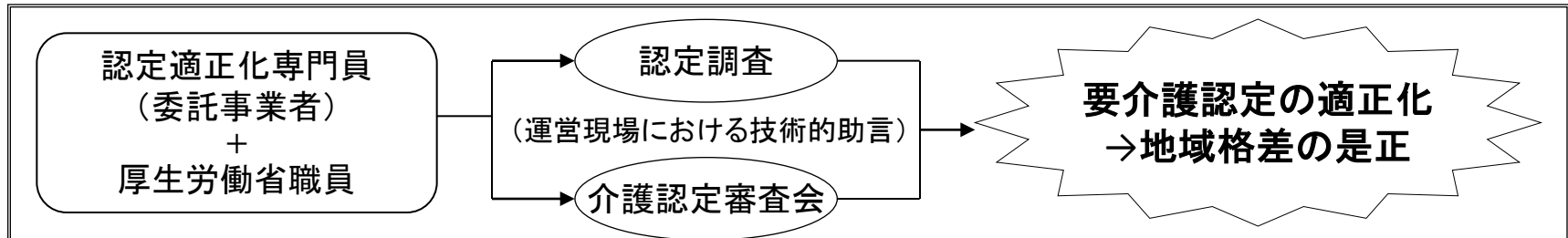
保険者の介護給付適正化担当が介護給付適正化システムを活用するにあたり、都道府県がシステム研修や実地支援を行うが、その研修等に必要な経費について、介護給付等費用適正化事業補助金として都道府県に交付している。

# 要介護認定適正化事業について

○要介護認定適正化事業では、要介護認定に関して課題を有する市町村に対し技術的助言を行う「認定適正化専門員」を認定調査及び介護認定審査会の運営現場へ派遣することにより、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化を推進する（平成19年度から実施）。



## 《認定調査及び介護認定審査会の運営現場における技術的助言の実施》



### 【認定調査】

- ・項目の定義等に従った調査や、特記事項に必要な情報の記載がされているか。

### 【介護認定審査会】

- ・審査判定の手順に沿って適切に行われているか。
- ・勘案すべきでない事項を加味した不適切な審査判定がなされていないか。 など

適正化事業(技術的助言)の報告及び効果の検証

# 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成24年度予算

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 44億円

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 13億円

## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業整備計画分)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① **市区町村全域を単位として**、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的事業等整備計画**」を策定することができる。

※なお、政令指定都市分については、平成24年度より一括交付金化され、「地域自主戦略交付金」(内閣府所管)により対応。

### 【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイ整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案型事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**：低所得高齢者の住まい対策として、要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。

### 算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付。

整備区分	単位	配分基礎単価
軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,000千円

## 地域介護・福祉空間整備推進交付金

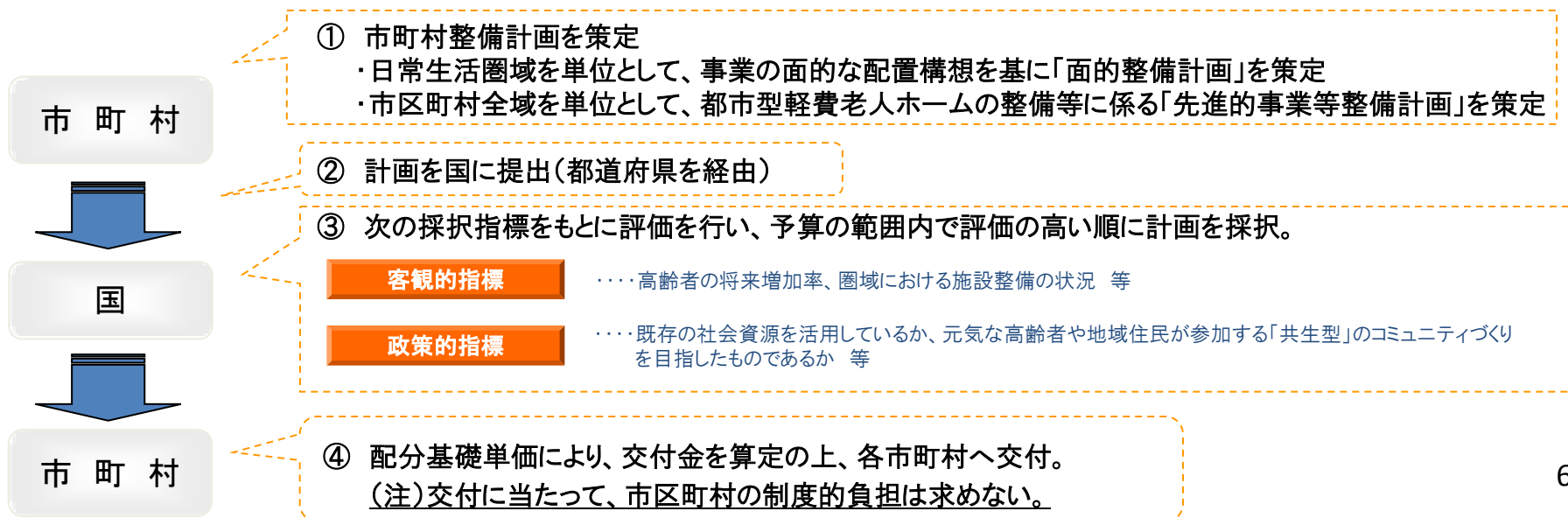
地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・ 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・ 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

整備区分	単位	配分基礎単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	20,000千円
● 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	300千円
● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	150千円
● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,000千円

## 交付金の交付の流れ





# 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の概要

## (1) 概要

各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金により、地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備に対する支援等を実施する。  
 (平成21～23年度までの支援 → 基金の実施期限を24年度まで1年延長)

## (2) 助成単価

### ○ 介護基盤の緊急整備等特別対策事業

施設種別	助成単価	(参考)従来交付金単価
小規模特別養護老人ホーム(※)	200～400万円/整備床数	200万円/整備床数
小規模ケアハウス(※)	200～400万円/整備床数	200万円/整備床数
小規模老人保健施設(※)	2,500～5,000万円/施設数	2,500万円/施設数
認知症高齢者グループホーム(※)	1,500～3,000万円/施設数	1,500万円/施設数
小規模多機能型居宅介護事業所(※)	1,500～3,000万円/施設数	1,500万円/施設数
(新)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	500万円/施設数(案)	—
(新)複合型サービス事業所	2,000万円/施設数(案)	—

### ○ 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業

施設種別	助成単価
特別養護老人ホーム及び老人保健施設	○スプリンクラー設備 ・1,000㎡以上の平屋建て (17千円/㎡) ・1,000㎡未満 (9千円/㎡)
認知症高齢者グループホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	
軽費老人ホーム	○自動火災報知設備(※) 1,000千円/1施設 ○消防機関へ通報する火災報知設備(※) 300千円/1施設
養護老人ホーム	
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	(※)については、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所のみ
小規模多機能型居宅介護事業所	

### ○ 認知症高齢者GH等防災改修等特別対策事業

施設種別	助成単価
認知症高齢者グループホーム等防災改修事業	
小規模特養・老健・ケアハウス	13,000千円 / 施設数
認知症高齢者GH・小規模多機能他	6,500千円 / 施設数
既存の特養等のユニット化支援事業	
「個室→ユニット化」改修	1,000千円 / 整備床数
「多居室→ユニット化」改修	2,000千円 / 整備床数

【※の施設は上記の範囲内で都道府県が設定】

## (3) 助成の流れ



(4) 事業規模 合計約3,323億円  
 (平成23年度第3次補正予算後)

・平成21年度第1次補正:約2,495億円  
 ・平成22年度第1次補正:約502億円  
 ・平成23年度第1次補正:約70億円  
 ・平成22年度予備費:約137億円  
 ・平成23年度第3次補正予算:約119億円

# 認知症サポーターキャラバンの実施状況

## (認知症サポーターとは)

- 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人

## 《キャラバンメイト養成研修》

- 実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等
- 目的：地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」を養成
- 内容：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。
- メイト数：73,591人（平成24年3月31日現在）

## 《認知症サポーター養成講座》

- 実施主体：都道府県、市町村、職域団体等
- 対象者：
  - 〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等
  - 〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等
  - 〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等
- サポーター数：3,228,019人（平成24年3月31日現在）



## ※ メイト・サポーター合計

3,301,610人（平成24年3月31日現在）



# 認知症地域医療支援事業の概要

○実施主体：都道府県、指定都市

○事業内容

## (1) 認知症サポート医養成研修事業

- ・ 認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う「認知症サポート医」の養成  
※国立長寿医療研究センターに委託して実施。

※平成17-22年度で1, 677名のサポート医を養成

## (2) かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

- ・ 認知症サポート医が都道府県医師会等と連携して地域のかかりつけ医に対し、認知症に関する知識・技術や、本人や家族支援のための地域資源との連携等について研修を行う。

※平成18-22年度で29, 150人が研修を修了

## (3) 認知症サポート医フォローアップ研修事業

- ・ 認知症サポート医養成研修修了者の活動を支援するため、サポート医ネットワークの形成及び認知症に関する最新かつ実用的な知識の取得を目的とした研修を行う。

※都道府県及び指定都市が実施

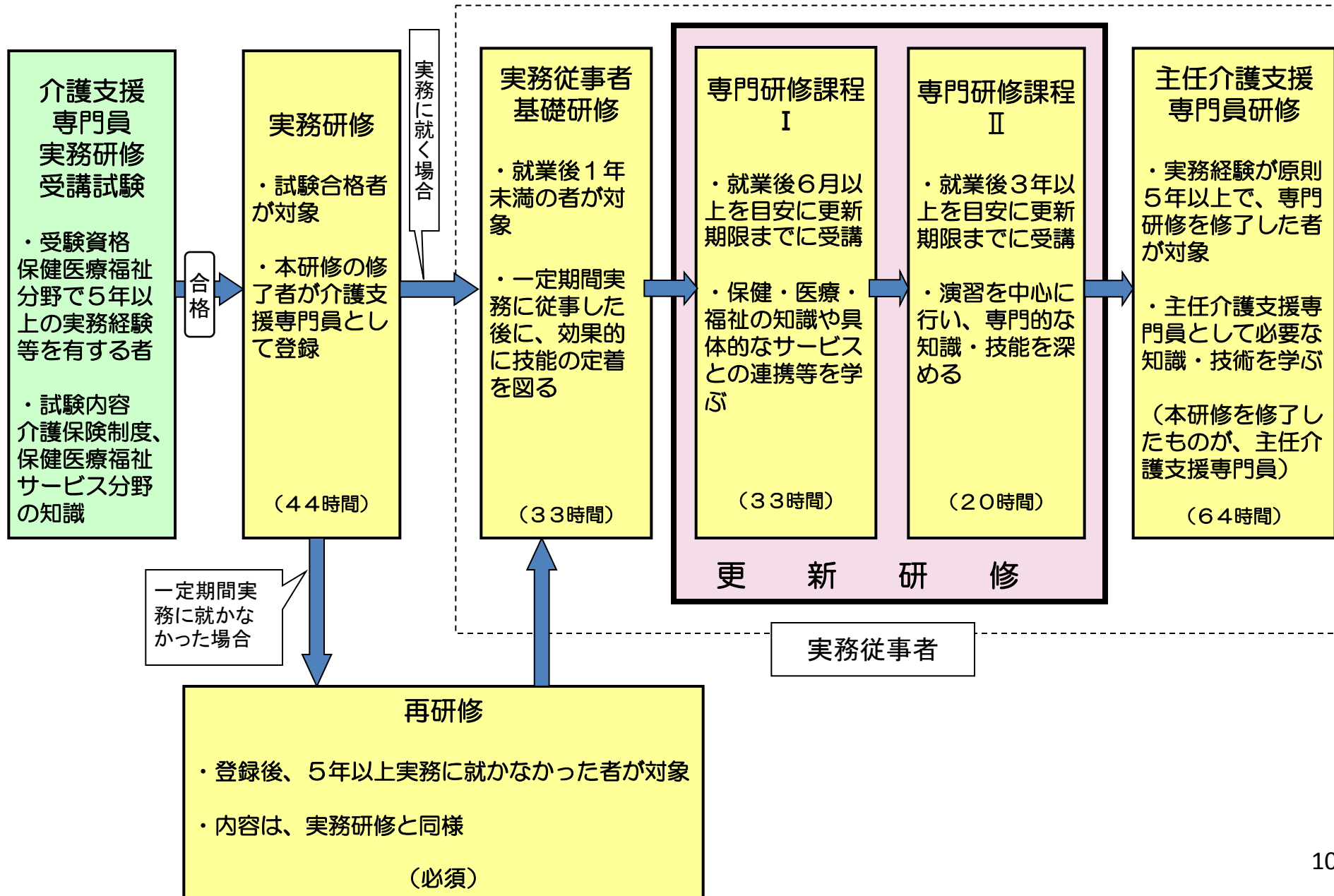
(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	修了者数累計
認知症サポート医養成研修	90	228	279	274	402	404	1,677
かかりつけ医認知症対応力向上研修	—	6,927	7,827	7,292	3,978	3,126	29,150

※17年度からサポート医養成研修、18年度からかかりつけ医研修を実施

(厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室調べ)

# ケアマネジャーの研修等の体系



# 介護療養病床の取扱いについて

介護療養病床については、平成23年度までに老人保健施設等へ転換することとしていたが、転換が進んでいない現状を踏まえ、先の通常国会において成立した介護保険法等の一部改正法により、以下の措置が講じられた。

1. これまでの政策方針を維持しつつ、現在存在する介護療養病床については、6年間転換期限を延長する。（平成29年度末まで）
2. 平成24年度以降、介護療養病床の新設は認めないこととする。
3. なお、引き続き、介護療養病床から老人保健施設等への転換を円滑に進めるための必要な追加的支援策を講じる。

\*平成24年度介護報酬改定において、介護療養病床から老人保健施設等への転換を円滑に進めるため、より医療ニーズの高い入所者を受け入れる介護療養型老人保健施設について新たな基本施設サービス費を創設している。